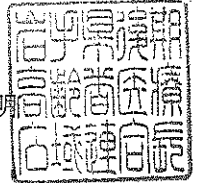


岩手県後期高齢者医療広域連合予算の要領の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第219条第2項の規定により、次の予算の要領を別添のとおり公表します。

平成21年7月2日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明



- 1 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 3 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 4 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成 21 年 6 月

岩手県後期高齢者医療
広域連合議会臨時会議案

(抄本)

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
発議案第1号	岩手県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例	・ 当日配布
発議案第2号	岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則	・ 当日配布
議案第12号	岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	・ 1
議案第13号	平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて	・ 3
議案第14号	平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて	・ 6
議案第15号	岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	・ 9
議案第16号	岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例	・ 11
議案第17号	平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	・ 13
議案第18号	平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	・ 16

議案第 13 号

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分に
関し承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定によ
り次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 27 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 4 号）について、特に緊急を要
するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法（昭
和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専
決処分する。

平成 21 年 3 月 30 日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 4 号）

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところ
による。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 172,720 千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ 1,366,055 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		930,702	168,693	1,099,395
	1 国庫負担金	1,638	△75	1,563
	2 国庫補助金	929,064	168,768	1,097,832
3 県支出金		1,638	△75	1,563
	1 県負担金	1,638	△75	1,563
4 財産収入		2,098	830	2,928
	1 財産運用収入	2,098	830	2,928
8 諸収入		19,203	3,272	22,475
	1 預金利子	18,313	3,272	21,585
歳 入 合 計		1,193,285	172,720	1,366,005

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		1,187,834	172,868	1,360,702
	1 総務管理費	1,187,512	172,868	1,360,380
3 民生費		3,276	△148	3,128
	1 社会福祉費	3,276	△148	3,128
歳 出 合 計		1,193,285	172,720	1,366,005

議案第 14 号

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

の専決処分に関し承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 27 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 21 年 3 月 30 日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,543 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,448,499 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市町村支出金		19,040,984	342	19,041,326
	1 市町村負担金	19,040,984	342	19,041,326
2 国庫支出金		38,981,210	494,229	39,475,439
	2 国庫補助金	11,405,081	494,229	11,899,310
4 支払基金交付金		47,586,923	△492,539	47,094,384
	1 支払基金交付金	47,586,923	△492,539	47,094,384
5 特別高額医療費共同事業交付金		6,480	△3,702	2,778
	1 特別高額医療費共同事業交付金	6,480	△3,702	2,778
8 繰入金		462,555	△3,873	458,682
	1 一般会計繰入金	11,863	△149	11,714
	2 基金繰入金	450,692	△3,724	446,968
歳 入 合 計		115,454,042	△5,543	115,448,499

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		426,437	△5,543	420,894
	1 総務管理費	426,065	△5,543	420,522
歳 出	合 計	115,454,042	△5,543	115,448,499

議案第 17 号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 129,481 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 358,826 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 6 月 27 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		1,689	125,647	127,336
	2 国庫補助金	0	125,647	125,647
4 財産収入		1	3,732	3,733
	1 財産運用収入	1	3,732	3,733
7 繰越金		500	102	602
	1 繰越金	500	102	602
歳 入 合 計		229,345	129,481	358,826

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		223,046	129,481	352,527
	1 総務管理費	222,837	129,481	352,318
歳 出	合 計	229,345	129,481	358,826

議案第 18 号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,592 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129,988,452 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 6 月 27 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市町村支出金		20,622,758	△125,648	20,497,110
	1 市町村負担金	20,622,758	△125,648	20,497,110
8 繰入金		921,123	140,239	1,061,362
	2 基金繰入金	917,744	140,239	1,057,983
9 繰越金		1,000	1	1,001
	1 繰越金	1,000	1	1,001
歳 入 合 計		129,973,860	14,592	129,988,452

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		353,077	14,592	367,669
	1 総務管理費	352,426	14,592	367,018
歳 出 合 計		129,973,860	14,592	129,988,452